

東広島市農業委員会令和3年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月28日(木) 午前10時00分から11時00分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
9	大月みどり	10	岡本義則	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	14	古川國昭
15	原茂正	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	8	古本啓之	24	瀬戸則昭

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 21番 脇坂俊之 委員 22番 高尾昭臣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について

議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

(5) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 3 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 4 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
報告第 5 号 農地改良届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主査	佐々木 照 之	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部安芸津支所地域振興課主査		林 越 貴 良
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

議 長	<p>それでは、令和3年1月総会を開催いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数24人中、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、21番脇坂委員さん、22番高尾委員さんを指名いたします。 次に、日程第2の会期についてをお諮りいたします。 会期は、令和3年1月28日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年1月28日一日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 なお、1月となりますので、議案の番号は1番からとなりますのでご承知ください。 それでは、まず議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。 議案第1号について説明いたします。 今月は11件の申請がありました。内訳は5ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、1-1について説明します。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●をされています。●●町へ移住するに当たり、農地付の古民家を取得することとなりました。将来、自身で育てた農作物を提供するカフェを経営したいとの思いがあり、親戚の農地を借りて耕作を行い、農機具の使用法や野菜の作付などの技術の習得に努めておられます。申請地ではジャガイモやタマネギ、その他の季節野菜を作付予定であり、樹園地では栗や柿を作付予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、2-2でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、3-3でございます。 親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、4-4でございます。 兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地は利用権により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であること、また経営地3,961㎡を耕作しており、その従事状況から、利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。 続いて、5-5でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、6-6でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、7-7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は市外に居住していますが、本申請地の近隣で農地と併せて住宅を取得しており、その住宅を拠点として農業従事するものです。申請地においては果樹を作付予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、8-8でございます。</p>

和田主任	<p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、会社員をされています。農業に関心があり、自ら米や野菜を作り、自然に近い形で子育てをしていきたいという希望があったため、田畑に囲まれた住宅を求め、このたび当地で新規就農を決めたものです。申請地では水稻及び季節野菜、また栗やイチジクなどの果樹を作付予定であり、●●町に居住している知人に手伝ってもらいながら技術習得をする予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、9-9でございます。</p> <p>親族間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、10-10でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。本申請地は、●●の北西200mのところにある市街化区域内農地です。このたび土地の境界を整理するため、現況に合わせて分筆しましたが、その形状から単独で耕作することはできないため、隣接地を耕作する譲受人に対して所有権移転を行うものです。本申請地を含めました譲受人の経営農地では、今後も水稻作付を続けられる予定です。</p> <p>続いて、11-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、11件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、議案第1号の議案のうち、3ページの(4)-4につきましては、脇坂委員さんが関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>関係者分を先に審議することとしますので、脇坂委員におかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。</p>
	< 脇坂委員、退室 >
議長	<p>それでは、議案第1号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第1号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号の議案のうち、関係者分については、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、脇坂委員さん、入室をお願いいたします。</p>
	< 脇坂委員入室 >
議長	<p>続きまして、議案の事案のうち、先ほど許可することに決定した事案以外について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の事案のうち、関係者分以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。</p>

議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	<p>議長、事務局大下 議案の6ページをお願いいたします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 座って説明をさせていただきます。 7ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 まず、申請番号1-1は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の西側約400mに位置する調整区域内の第2種農地で、申請者は隣地にお住まいの方でございます。 申請者の墓地は、元は申請地近くの山中にあり、墓参りに不便であったため、住宅に隣接するこの申請地に移転することとされ、転用許可申請をされたものでございます。 このように、申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく、既に墓地が設置されておりました。事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を行うよう指導をいたしております。なお、墓地の経営許可につきましても、現在担当部局に申請書が提出をされております。 続きまして、申請番号2-2と3-3につきましては、申請者は異なりますが隣接する農地で、転用目的が同一の案件でございますので、一括して説明をさせていただきます。 いずれも、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。 申請地は、●●の南西に直線で約1kmに位置しております農用地区域内の農地で、申請者はいずれも近隣にお住まいの方でございます。このたび、獣害により崩壊した畦畔の復旧及び湿田対策として、同じ●●内の宅地造成により生じた残土を搬入し、それぞれの申請地を1枚の田に改良して今後も耕作をしていくということで、この一時転用許可申請をされたものでございます。 こちらが2-2、こちらが3-3となっております。 分かりにくいのですが、このように申請地におきましては、一時転用の許可を得ることなく、土地の改良事業に一部着手がされておりましたことから、作業を中断してもらい、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を行うよう指導をいたしております。 また、この申請地は、いずれも農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請番号2-2の農地につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が設定されており、耕作者からは農地改良を行うことについての承諾書が提出をされております。 最後に、申請番号4-4は、●●における駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の南側に隣接する調整区域内の第1種農地で、申請者は●●でございます。 ●●は、●●から●●の入学を認める●●でございますが、駐車場がなく、●●による送迎や●●の駐車場としてグラウンドを使用している状況にあるため、●●に隣接する●●を駐車場として使用することとし、転用許可申請をされたものでございます。 こちらが●●となっております。 また、本申請地は、昭和47年から55年にかけて、団体営圃場整備事業により整備された第1種農地であることから、本案は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、今後はこの申請地の東側にあります休耕中の農地を●●として使用することとされ、今後も●●として水稻を耕作されるということでございました。 以上の4件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>なお、申請番号2-2から4-4までの3件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、申請番号2-2から4-4については、許可意見を付して、広島県農業会議ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、申請番号2-2から4-4については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。 議案第3号について説明いたします。 今月は11件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の11ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 1-1について説明します。 駐車場及び進入路への転用事案です。受人は●●に居住されています。受人は●●に居宅を残しており、定期的に親族が集まる法事を行っていますが、十分な駐車場がなく、また墓地も近くにあることから、居宅隣接の本申請地を駐車場として整備し、一部を居宅への進入路として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。 2-2について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。 3-3と4-4は関連しますので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。 続いて、5-5から7-7は同一案件ですので、一括して説明します。 工場及び駐車場用地への転用事案です。受人は●●に本店を有し、●●に事業所を置く自動車部品等製造業を営む会社です。このたび、取引先からの受注量の増加と新製品開発に伴う製造拡大のため、設備を拡張し、作業効率の向上を目的として隣接の事業所を移転するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 8-8について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p>

津山主査	<p>9-9、10-10は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>資材置場または排水路への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木業を営む会社です。受人は本市を営業エリアとしており、現在管理している土地からも近く、利便が良いことから、申請地を資材置場として転用しようとするもので、申請地の一部は排水路を整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>11-11について説明します。</p> <p>車両置場への転用事案です。受人は●●に居住し、自営で自動車販売及び修理業を営まれています。受人は現在事業所を借地利用しており、車両や資材の置場が不足していることから、別の場所を借地して保管しておられます。現在手狭となっており、場所を求めているところ、申請地のすぐそばに義父が居住しており、車両を安心して保管しやすいことなどから本申請地を車両置場として利用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。</p> <p>以上の11件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>上程議案中、番号5-5から7-7については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、10ページ、(5)-5から(7)-7については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、10ページ、(5)-5から(7)-7については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」を上程いたします。</p> <p>本件につきましては、農業振興委員会に事前検討をお願いしていたものでございます。それでは、委員会の検討結果について、窪田委員長さんよりご報告をお願いいたします。</p>
窪田委員	<p>本件は、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、農業振興委員会へ事前検討の依頼があったもので、昨年12月24日に委員会を開催いたしました。委員会では別段面積を設定した経緯等を踏まえながら、協議検討を行いました。</p> <p>協議する中で、委員さんからは、市内一律30aでは、小規模農地を買って野菜作りをしたいと思っても買うことができない。地元住民からも下限面積の引下げの要望があり、県北でも下限面積を10aに設定している市町があることから、本市も引き下げるべきであるという意見や下限面積を引き下げると農地の流動化は進むかもしれないが、農地取得後に転用されてしまう可能性もあるため、現行の30aでよいのではないかという意見のほか、現行の下限面積は、県の西部技術指導所など関係機関からの意見を聞いた上で、農業として経営していくためには最低でも30aは必要であるとのことから設定したもので、理由と根拠があるなどの意見が出されました。</p> <p>これらの意見も踏まえながら委員会で協議検討し、採決を行った結果、来年度も引き続き、市内全域の下限面積は30aとするという結果となりました。また、空き家に附属する農地についても、現行の1aを継続することで委員さんから了解を得ております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>窪田委員長からご報告がありました。</p>

議 長	<p>農業振興委員会の委員の皆さんは12月のご多忙中の中、ご検討いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>続いて、事務局から本日配付しております資料の説明をお願いいたします。</p>
定井農地 保全係長	<p>それでは、本日配付しております資料1、下限面積の設定についてとある資料をご覧ください。</p> <p>なお、議案につきましては12、13ページとなりますので、併せてご覧いただければと思います。</p> <p>下限面積についての概要等について、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料の1の下限面積、別段面積についてでございます。</p> <p>下限面積についての一般的な事項でございますけれども、農地の売買などで権利移動する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となり、許可基準の一つに、原則として、都道府県では50a以上、北海道では2ha以上となることが定められております。これは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから定められているものでございます。しかしながら、遊休農地の発生状況や担い手、新規就農者受入れ等の状況により、50aの下限面積とは別に、任意に下限面積を設定することができることとなっており、本市におきましては農地法施行規則第17条第2項を適用して、遊休農地の発生防止解消と新規就農者の受入れ促進を目的として、資料の2にありますように、平成29年2月から市内全域を一律30aとし、また空き家に附属する農地につきましては、平成30年2月から1aとして現在運用しております。</p> <p>次に、資料の3の別段面積を設定した目的でございますけれども、先ほど申し上げましたように、遊休農地の解消、発生防止を図ること及び新規就農者の受入れ促進のほか、空き家に附属する農地につきましては、空き家定住対策への支援と遊休農地の解消が主な目的であり、30aに設定した理由につきましては、資料の4に記載しておりますように、当時県の技術指導所などの関係機関と協議を行った結果、農業者等が本質的かつ安定的に継続した経営を行うためには、最低でも30a以上必要であるということのほか、下限面積をあまり引き下げてしまうと、耕作目的でない農地の権利移動につながる可能性もあるということなども考慮し、当時の委員の皆様で協議検討いただいた結果、30aに決定したものでございます。</p> <p>次に、別段面積見直しについての経過等につきましては、資料の5に記載しておりますとおりで、平成29年2月に市内全域を30aに設定した後は、毎年見直しの検討を行った上で30aにせよということその都度総会にて決定いただいております。</p> <p>なお、資料の2枚目には、旧町別の農地面積や経営効率規模別農家数の状況、3枚目には現在市町の別段面積の設定状況を参考として添付しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農業振興委員会の検討結果は、令和3年度も引き続き市内全域の下限面積を30aとするので、空き家に附属する農地についても引き続き1aとすることでございます。</p> <p>この検討結果を踏まえ、来年度の下限面積の設定について、これから審議の上、決定していきたいと思っております。</p> <p>それでは、ご意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
長原委員	<p>17番の長原委員ですが、設定については問題はありません。</p> <p>資料1のところでミスプリントがあるんじゃないかと思っております。4番の別段面積を30aに設定した理由というところで、事業所の名前がありますが、真ん中の東広島市農業事務所というのは東広島農林事務所、県のことでないですか。</p>
定井農地 保全係長	<p>申し訳ありません。県のいわゆる合同庁舎にある事務所でございますので、正式な表示が、間違っているのかもしれませんが。また確認をさせていただきます。</p>
長原委員	<p>多分、広島県東広島農林事務所だと思います。</p>
議 長	<p>では、そのように訂正をさせていただきます。</p>
長原委員	<p>それからもう一つあるのですが、資料の中の一番最後のページに県の各市町村の設定が載っているんですけども、東広島が30aということで、30aは神石高原町、2か所だけですね。東広島と神石高原。あとは、ほとんどの町村が10から20。10が一番多いです。</p> <p>10の多い市町村について、どういう背景、理由に基づいて設定されたかということを知りたい</p>

長原委員	<p>ておられるかどうか、お聞きします。聞いておられなかったらいいです。</p> <p>先程、窪田さんや事務局のほうからいろんな理由を言われましたが、確かにそうだろうと思いますけれども、他の市町村はどういう背景があり、理由だったのかというのを分かれば教えてください。分からなかったらいいです。</p>
定井農地 保全係長	<p>おっしゃるとおり10aに設定しておる市町が多いのは事実でございますけれども、全ての市町に確認しているわけではございませんけれども、やはり10aに設定した理由としては、主に遊休農地が増えているということで、その対策として、遊休農地とするぐらいであれば、新たに新規就農者の方に経営していただくということを目的にされておる市町が多いようでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
長原委員	<p>機会があれば聞いてみてください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」は原案のとおり定めることについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」は、原案のとおり定めることに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「東広島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」を上程いたします。なお、この指針については、これまで各地区協議会や地区合同幹事会においてご協議いただき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からご意見等を伺いながら、最終の指針（案）として作成したものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
定井農地 保全係長	<p>それでは、議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」ご説明いたします。</p> <p>別紙になっております議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」をご覧ください。</p> <p>この指針につきましては11月総会においても説明をさせていただいておりますので、内容につきましてはおおむねご存じかと思えます。</p> <p>本日は改めて簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地利用の最適化を推進するため、今後3年間の目標等を新たに定めようとするもので、指針に定める項目としましては、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用の集積、集約化、それから新規参入の促進、これら3つの項目がございます。</p> <p>まず、1ページ、第1の基本的な考え方でございますけれども、この項目には、本市の概要のほか、基幹作物や農業形態、また本市農業における状況と課題などについて記載をしております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>ここからは農地利用の最適化を推進するための目標や推進方法などについて記載をしております、1点目の遊休農地の発生防止、解消についてでございますけれども、(1)には、遊休農地解消の目標を記載しており、管内の農地面積と遊休農地面積、それから遊休農地の割合のそれぞれにつきまして、現在の状況と3年ほど目標値を記載しております。</p> <p>目標につきましては、国における基準等を参考に設定をしております。</p> <p>(2)の推進方法には、農地パトロールや利用意向調査の実施による現状把握や、農地の借手照会依頼書を活用した農地情報の収集、また空き家対策と併せた農地の下限面積1a指定などについて記載をしております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p>

定井農地 保全係長	<p>2、担い手への農地利用の集積、集約化についてでございます。</p> <p>(1)には、担い手への農地利用の集積目標について、先ほどと同様、現在の状況と3年後の目標について記載をしており、3年後の目標につきましては、集積率を毎年1ポイント増加することを目標としております。</p> <p>(2)の推進方法には、人・農地プランの作成に係り、地域の話合い等への参加のほか、担い手への集積、集約化に向けた情報収集や影響、農地の貸し借りの調整などについて記載をしております。</p> <p>次に、3、新規参入の促進についてでございます。</p> <p>(1)に3年間での目標値を個人と法人のそれぞれについて記載をしており、まず個人につきましては、3年間で15経営体、取得面積7.5haとしております。また、法人につきましては、年間1法人、1法人当たり10haとして設定したもので、これらにつきましては、本市の園芸センター及び農林水産課と調整をしているところでございます。</p> <p>(2)の推進方法につきましては、県の技術指導所やJA、それから市園芸センターなどの関係機関と連携した現地訪問によるサポート支援のほか、委員さんによる地域での受入れのための環境の整備などの活動について、両ページにかけて記載をしております。</p> <p>以上が事前に送付させていただきました議案についての説明でございますけれども、ここで、本日配付しております資料の2をご覧くださいと思います。</p> <p>これは、議案の一部を抜粋したものでございますけれども、この中に赤字で記載した箇所がございます。これは、昨年の10月から11月にかけて、各地区協議会において説明をさせていただいた際に委員さんからいただいた意見や、また先日開催いたしました地区合同幹事会において出された意見を基に加筆修正したものでございます。</p> <p>それでは、資料の1ページをご覧ください。</p> <p>第1、基本的な考え方の項中、本市の基幹作物の中に柑橘を加えてはどうかというご意見をいただきましたので、柑橘を主要作物の中に記載をしております。</p> <p>また、2ページ、(2)の遊休農地の発生防止、解消の推進方法の項目に、支援制度の要望活動について記載をしておりますけれども、当初の事務局の修正案では、農家を守るための支援制度についてという、最初の言葉が農家という言葉で始まる表現でございましたけれども、先日の地区合同幹事会におきまして、農地利用の最適化の推進は、農地を守ることが目的であるため、農家ではなく農地としたほうがよいのではという意見がございまして、協議の結果、農地を守るためのという表現に修正しているものでございます。</p> <p>指針の説明については以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第5号「東広島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」は、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号「東広島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」は議案のとおり決定いたします。</p> <p>なお、この指針につきましては、農業委員会に関する法律第7条第3項に基づく公表をすることになっておりますので、市のホームページに記載いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第1号から第5号について、事務局からの説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議長、大下。</p> <p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第1号から報告第5号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づき、事務局において専決処分いたしましたので、その内容を説明させていただきます。なお、内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>座って説明させていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第 4 条の規定による農地転用につきましては、今月分は 4 件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 3 ページをお願いいたします。 報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 4 ページから 6 ページまでをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第 5 条による農地転用につきましては、今月分は 11 件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 7 ページをお願いいたします。 報告第 3 号、法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。 8 ページから 11 ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は 20 件の照会がございました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 12 ページをお願いいたします。 報告第 4 号、農地転用届出の受理についてでございます。 13 ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は 1 件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 14 ページをお願いいたします。 報告第 5 号、農地改良届出の受理についてでございます。 15 ページをお願いいたします。 農地改良の届出は、今月分は 1 件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 私からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、日程第 5、その他に入ります。 委員さんから何かありましたら、お願いいたします。</p>
<p>古川みどり 委 員</p>	<p>23 番古川です。 私からは、女性のための農機具等安全取扱講習会の開催を今、計画しております。そのことを報告させていただきます。 この研修会は、広島中央農業協同組合様のご協力により開催するもので、農業委員会の活動の一つとして、一般女性を対象として参加者を募り、開催するものでございます。 内容につきましては資料 3 として皆さんのお手元にあると思いますが、農業に関心を持ってもらいたいためにこれを計画いたしました。そして、募集は市広報誌 2 月号に掲載しており、皆さんのお手元にも行っていると思います。それから、FM 東広島、市民課番号案内システムへの表示も予定しております。参加費は無料で、ぜひ女性の方に農業に親しんでもらいたいためにいたしますので、知っておられる方がありましたら、皆さんからもお口添えをよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続いて、事務局から報告がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>佐々木主査</p>	<p>私からは資料 4 をご覧ください。右上に資料 4 とあるもので、遊休農地についてのご報告です。 昨年夏の農地利用状況調査、通称農地パトロールにおきましては、猛暑が続く中での調査、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。 委員の皆様方からのご報告をいただきました確認票や地図などに基きまして、また事務局において航空写真などでの確認と検討も加えることで、新規に発生しました遊休農地 A 分</p>

佐々木主査	<p>類、ほかの言い方をしますと、再生可能な荒廃農地というものを確定いたしました。</p> <p>最終的な数字は、資料4の1枚目ですけれども、市内全体で60筆、面積では約4.7haの遊休農地が今年度新たに発生したということになります。明細につきましては、資料4の2枚目裏表につけておりますので、ご確認ください。それらの農地につきまして、所有者もしくは相続人の方に対して定められた様式を郵送することにより、現在農地利用意向調査を行っているところでございます。この調査様式につきましては、資料4の3枚目、4枚目をご覧ください。</p> <p>この調査に対する回答につきましては、その意向内容によって仕分を行い、広島県農地中間管理機構に対しての通知を今後行ってまいります。なお、昨年度までの遊休農地の一部につきましては、農地転用の申請が出され、許可されたケースなどもございます。今年度の数字と合わせて加除した結果、現在本市の遊休農地A分類につきましては、資料4の1枚目に戻ってください、全体で約84.6haとなっております。また、B分類、つまり再生利用が困難になるほど荒廃してしまった農地につきましても同様に集計を進めております。資料には載せておりませんが、現在のところ、今年度は約380筆、面積で約23haが増加し、これまでに非農地判断を行った筆などを差し引いても、合計で約156haに達している状況です。これらにつきましては、今後また非農地判断を行っていくこととなりますので、委員の皆様におかれましては引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>そのほか、不作付地等につきましても現在集計作業を続けております。A分類、B分類と合わせ、最終的な結果報告などにつきましては、推進員の方々を含めた今年度最後の全体研修会の開催時にお伝えできるようにと考えております。今しばらくお待ちいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
定井農地保全係長	<p>次に、総会スケジュールについてでございます。</p> <p>本日お配りいたしました資料5、令和2年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。</p> <p>総会スケジュールの変更等につきましては、ここ最近毎回報告をさせていただいておまして、大変恐縮ではございますけれども、来月2月総会と3月総会の開催場所につきまして、変更が生じたのでご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、2月総会につきましては、県の会議棟を使用する予定でございましたけれども、市役所本館4階の402、403号室へ変更となり、また3月総会につきましては、JAさんの会議棟から市役所本館8階、この部屋と同じ全員協議会室への変更と、それぞれなっておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、次回の総会について、大月会長職務代理者からお願いいたします。</p>
大月職務代理者	<p>失礼いたします。先程、事務局のほうから説明がありましたように、次回の2月総会は、2月26日金曜日で、時間は午前9時半から市役所本館4階402、403号室で予定しておりますので、ご出席をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>以上で1月総会を閉会いたします。</p> <p>皆様、大変お疲れでした。気をつけてお帰りください。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 21番 脇坂 俊之 委員 22番 高尾 昭臣 委員